

『鈴鹿市多文化共生推進計画』の策定に向けて

鈴鹿市

《目次》

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

第2章 鈴鹿市における外国人市民の現状と課題

- 1 外国人住民数の現状と推移・・・・・・・・・・ P3
- 2 国籍別外国人住民数・・・・・・・・・・ P3
- 3 年齢別外国人住民数・・・・・・・・・・ P3
- 4 地区別外国人住民数・・・・・・・・・・ P4
- 5 在留資格別外国人住民数・・・・・・・・・・ P4
- 6 アンケート調査から見える現状・・・・・・・・ P5
 - (1) 鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート調査・・・・・・・・ P5
 - (2) 日本人市民の現状・・・・・・・・ P6
- 7 課題・・・・・・・・・・ P6

第3章 計画の基本理念と施策

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 2 基本理念と体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 3 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

2015年9月の国連総会における「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択に基づき、わが国では「あらゆる人々が活躍する社会」を優先課題の一つとし、「誰一人取り残さない包摂性」を優先課題に取り組む際の主要原則の一つとして、分野を問わず適用することとしました。

1990年の出入国管理及び難民認定法(入管法)の改正により、日系人の就労が可能となり、1993年には、在留資格「特定活動」の一類型として技能実習制度が導入され、外国人住民数が増加しました。国籍別では、製造業の従事者を中心として、ブラジル・ペルーなど南米の日系人や隣接する中国人の増加が目立つものとなりました。

2005年12月末には外国人登録者が200万人を超え、地方公共団体にとって外国人住民施策が課題となる中、2006年には、総務省により「地域における多文化共生推進プラン」が策定されました。同プランでは、地域における多文化共生の意義が示されるとともに、多文化共生施策の基本的な考え方が整理されました。

2008年のリーマンショックを境に、外国人住民の人口は一時落ち込みますが、2009年の入管法改正では、在留資格「技能実習」が創設され、労働関係法令等が適用されることとなりました。

その後、中国に加えて、ベトナムやフィリピンなど、アジア圏からの入国が増え、多国籍化が進展しました。2018年には、深刻化する人手不足への対応から特定技能制度が導入されました。

こうした制度改正等に従い、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ハイトスピーチ解消法)」(2016年6月施行)や「日本語教育の推進に関する法律」(2019年6月施行)といった外国人住民に関連する法律等が制定されました。さらに、2020年には、多文化共生を取り巻く社会情勢の変化から、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、多文化共生を推進する今日的意義が示されたところです。

世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に外国からの入国が止まり、外国人人口は減少しましたが、入国制限が緩和するにつれ、再び増加に転じています。その一方で、急激な円安の進展により、就労目的の入国に減少傾向が認められるなど、今後も社会経済状況の変化によって外国人住民を取り巻く状況は、大きく変化することが考えられます。

2 計画策定の経緯

入管法が改正され、日系人の就労が可能となった1990年度当時、鈴鹿市（以下「本市」という。）では、全人口に占める外国人市民の割合は、0.7%でした。その後、製造業への就業目的で、ブラジルやペルーなど南米系の外国人転入者が増え、2007年度における外国人市民は10,205人となり、人口割合は5.0%に達しました。

全国的に外国人住民に関する就労、教育、医療、社会保障など諸課題が顕在化する中で、2001年に設立された外国人集住都市会議については、本市においても設立当初から会員都市として参画し、外国人市民に関わる施策や活動状況について、情報交換に努めてきました。

また、2006年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」を受け、2011年3月に「鈴鹿市多文化共生推進指針」を策定し、多文化共生のまちづくり実現に向け、基本的な考え方や施策の方向性をまとめました。

2008年のリーマンショック以降、本市の外国人登録者が減少する一方で、留学生や技能実習生として中国・ベトナム・フィリピンなどアジア圏の外国人市民の割合が増えました。2015年度からは、再び増加に転じ、本市における外国人市民の割合は、2022年度には全人口の4.7%まで回復しています。

現在本市では、南米系の定住者等が外国人市民の半数を占める一方、アジア圏を中心として多国籍化・多言語化が進展し、国籍別では60か国を超えています。

2020年に策定された「三重県多文化共生社会まちづくり指針（第2期）」や同年に改訂された総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、「鈴鹿市多文化共生推進指針」を見直し、新たな計画として策定する必要があります。

3 計画の位置付け

市のあらゆる施策において、外国人市民への対応は不可欠であり、今後、多文化共生施策を市民・事業者・団体等と連携・協力をしながら、計画的かつ総合的に推進していく必要があります。

このことから、社会状況等の変化を加味し、計画を総合的に推進していくためにも、新たな計画の策定に当たっては、鈴鹿市総合計画2031のまちづくり方向性と整合・連携を図りながら、一体的にまちづくりを進める「推進プラン」として位置付け、施策を推進していきます。

4 計画の期間

計画期間：2024（令和6）年度～2031（令和13）年度

第2章 鈴鹿市における外国人市民の現状と課題

1 外国人住民数の現状と推移

本市における 2022 年度末現在の外国人住民数は、9,192 人で、総人口 195,957 人に対し、4.69%です。

過去に遡ると、1989 年度末の外国人住民数は、1,183 人、総人口 174,334 人に対し、0.7%で、現在の外国人住民数及び人口比率は大きく増加しました。

外国人人口が最高値に達したのは、2008 年度・2009 年度の 10,205 人で、2008 年度は総人口の 5%を超えました。

2010 年度からは、リーマンショックの影響で、減少を続け、2015 年度には、6,921 人まで減少しましたが、翌年度からは再度増加に転じ、現在に至っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年の外国人人口の増加は低調に推移していましたが、2022 年度末の外国人住民数は、リーマンショック以降、最高値を示しており、如何に外国人人口が増加しているかが分かります。

2 国籍別外国人住民数

1990 年の入管法改正以降、ブラジル、ペルーを中心に外国人人口が増加し、ピーク時（2001 年度）の国籍別割合は両国籍で約 72%を占めていました。

しかしながら、2009 年度及び 2018 年度の入管法改正で技能実習、特定技能などの在留資格が増加したことに伴い、ベトナム、インドネシアなどの国籍が増加しました。

このことにより、2023 年 2 月末現在の国籍別割合は、ブラジル、ペルーの合計比率が約 48%になっており、本市における国籍別外国人住民数の内訳はここ 20 年で大きく変化しました。

このような背景を踏まえ、本市では、誰一人取り残さない行政サービスの提供を目指し、これまでよりも幅広い多文化・多言語対応を進めていく必要があります。

3 年齢別外国人住民数

2022 年 3 月末の年齢別の人口を日本人・外国人市民別に読み解くと図 1 のようになり、日本人市民の高齢化が進む一方で、外国人市民の年齢別人口割合は 20～54 歳の働き世代が高い割合を占めており、日本人とは全く異なるものとなっています。

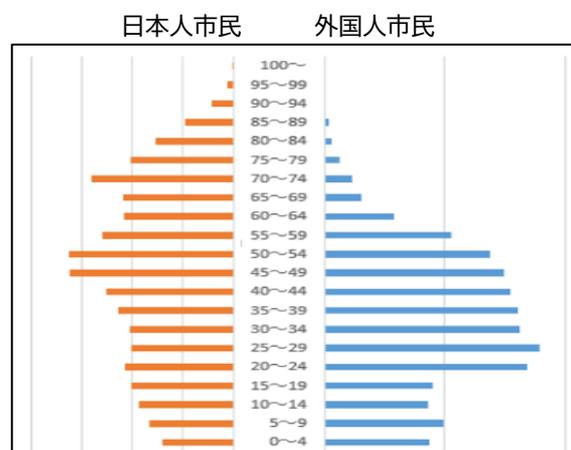
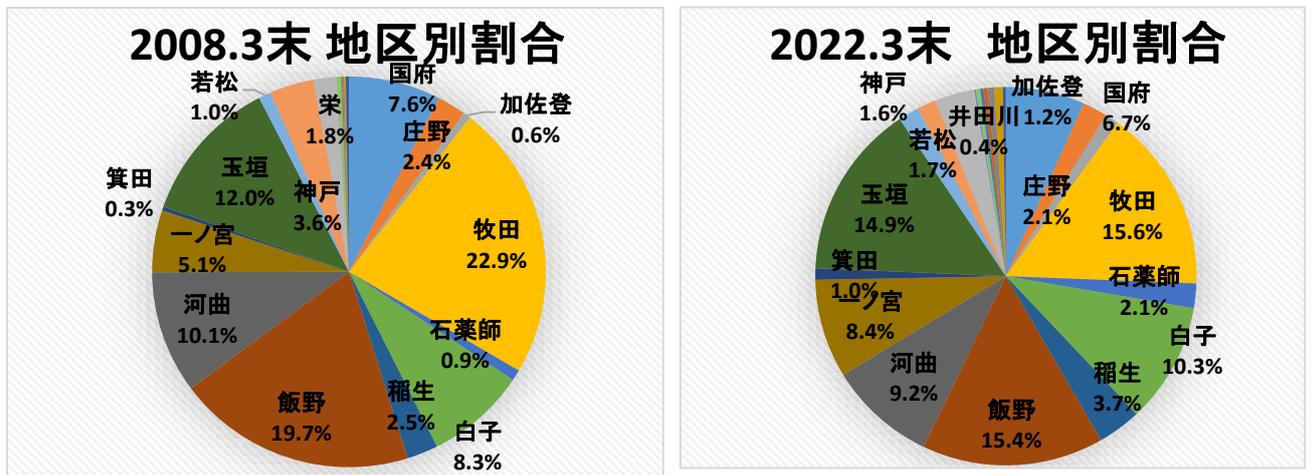


図 1 年齢別日本人・外国人人口数（2022 年 3 月末）

その反面、外国人市民の年齢別人口割合における 65 歳以上の割合は、2019 年 3 月末時点で 4.0%であったものの、2022 年 3 月末時点で 4.5%を示すなど、ここ数年で増加傾向にあり、外国人市民においても高齢化が徐々に進んでいることが分かります。

4 地区別外国人住民数

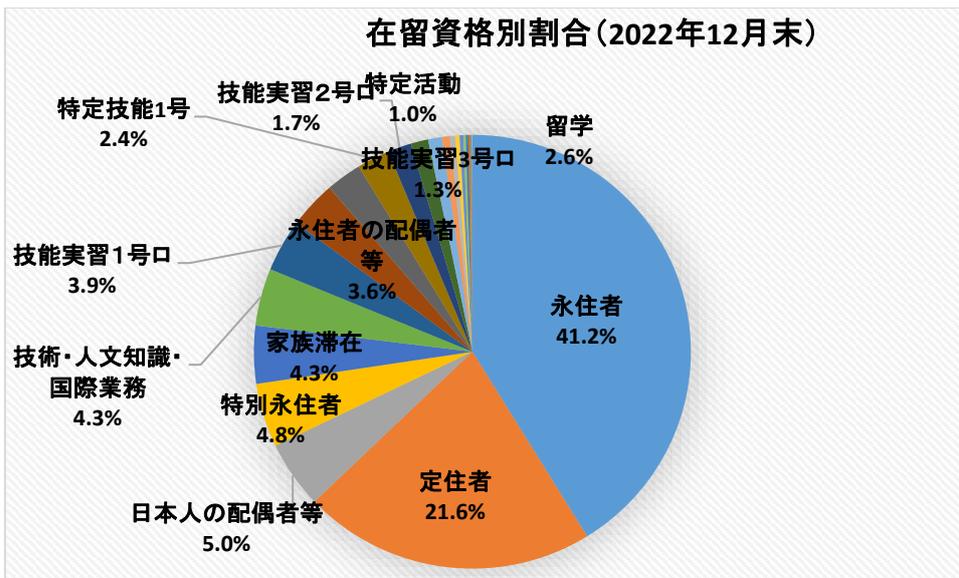
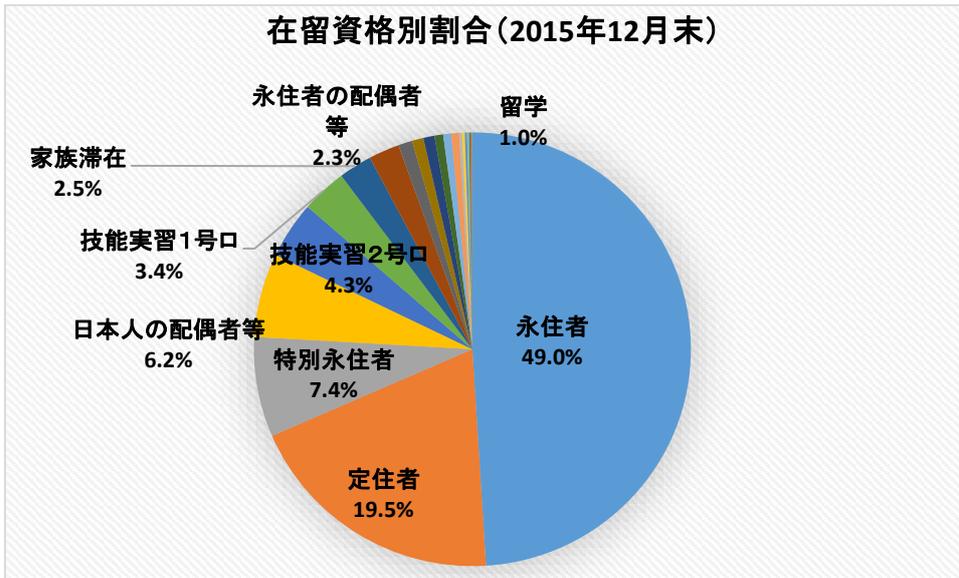
市内の地区別外国人住民数については、2008 年 3 月末には牧田地区で 22.9%、飯野地区で 19.7%と高い割合を示していたものの、2022 年 3 月末には両地区ともに割合が低下しており、居住地区が分散傾向にあることが分かります。このことから、本市における外国人市民の居住地区は特定の集住地区に一極集中するものではなく、市内の多くの地区に分散して居住している特徴が読み取れます。



5 在留資格別外国人住民数

2015 年 12 月末には、在留資格別外国人住民数の約半数が「永住者」を占めていましたが、2022 年 12 月末には 41.2%とその割合は低下傾向にあります。

その要因としては、在留資格別割合（下図）のとおり、技能実習・特定技能等の増加があります。



6 アンケート調査からみた現状

(1) 鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート調査

多文化共生推進計画における基礎資料を得るため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

① アンケート調査概要

- ・ アンケート名称 鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート
- ・ 調査地域 鈴鹿市全域
- ・ 調査対象 市内に住民票のある18歳以上の男女
- ・ 調査機関 2022年9月末から2022年10月31日まで

- ・ 発送件数 4,000 通（日本人市民 2,000 人，外国人市民 2,000 人）
※日本人と外国人のアンケート内容は異なります。
 - ・ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
 - ・ 回答方法 （1）Google フォーム （2）郵送（返信用封筒あり）
※いずれかの方法で回答
 - ・ 外国人向けアンケートの言語 （1）やさしい日本語（2）ポルトガル語
（3）スペイン語（4）英語（5）中国語（6）ベトナム語
※国籍に応じて、いずれかの言語のアンケートを発送
 - ・ 質問数 日本人市民 20 問，外国人市民 41 問
- ②アンケート回収結果
- ・ 回収率 日本人市民 41.7%（834 人／2,000 人）
※郵送回答：71.7%（598 人／834 人）
WEB 回答：28.3%（236 人／834 人）

外国人市民 21.2%（424 人／2,000 人）
※郵送回答：56.1%（238 人／424 人）
WEB 回答：43.9%（186 人／424 人）

（2）日本人市民の現状

日本人市民の「多文化共生社会の実現」に関する理解度として、アンケートの結果、肯定的な意見（「実現している」、「どちらかといえば実現している」の合計）は約 21.1%と低調なものとなりました。この結果は、外国人市民の回答結果（75.7%）と比較しても、極めて低いものであり、日本人市民への多文化共生に関する啓発・理解促進を進める必要があります。

※多文化共生の意識啓発をすれば、肯定的な意見が増えるでしょうか。

7 課題

本市では、ブラジルやペルーなど南米系の定住者が多いことに加え、近年では、中国・ベトナム・フィリピンをはじめとするアジア圏の市民が増加していることから、多国籍化・多言語化への対応が急務です。このことは、保育・教育・福祉・就労などあらゆる分野における課題であり、特に多言語対応による相談窓口の充実が不可欠であるとともに、外国人市民が市民生活を送る上で必要な行政情報や生活情報を確実に届ける手段を拡充する必要があります。

また、本市における外国人市民は、各行政区に分散して生活しており、日本人市民との接触は、地域による大きな偏りはないと考えられますが、多文化共生の意識醸成は十分とは言えません。多文化共生社会が実現できるよう市民や地域、

企業等へ向けた更なる啓発が必要です。

第3章 計画の基本理念と施策

1 計画の目的

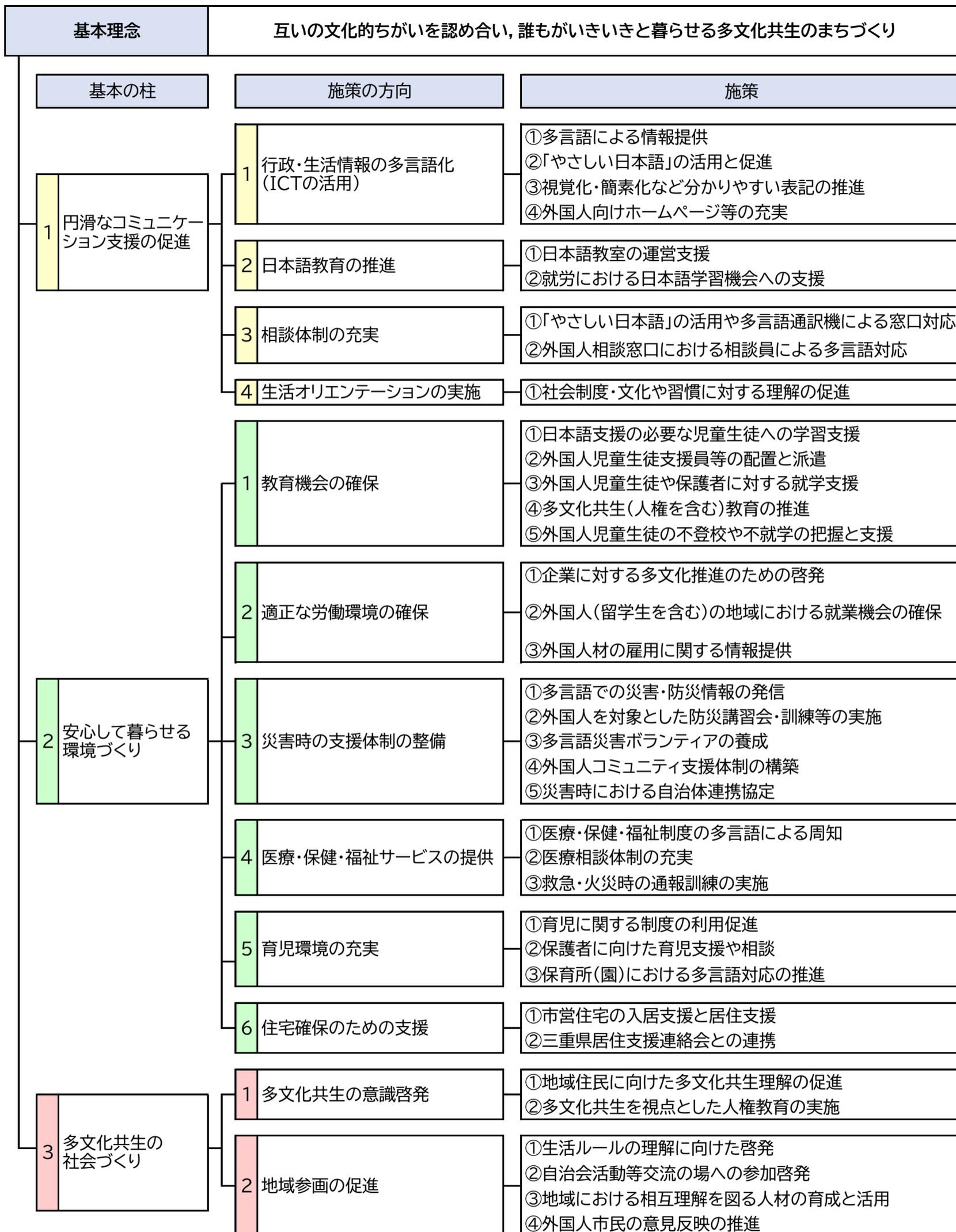
本市において、多文化共生施策を推進する目的は次のとおりとします。

- (1) 外国人市民の受入れ主体としての地域環境の整備
- (2) 外国人市民の人権保障
- (3) 市民の異文化理解力の向上
- (4) 多様性と包括性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- (5) 外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献
- (6) 地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- (7) 受入れ環境の整備による外国人材受入れの実現

2 基本理念と体系

本市では、以下の基本理念の下、3つの大きな基本の柱を設け、多文化共生の推進に係る施策につなげていきます。

【体系図】



3 推進体制

地域振興部市民対話課外国人交流室が、庁内各所属と横断的な連絡調整を行い、多文化共生の推進に係る施策を推進します。また、多文化共生庁内会議を設け、各所属の連携や協力体制を構築するとともに、多文化共生に係る情報共有を図ります。